

SOLAS 条約 II-2 章及び火災安全設備コードの改正に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編
(日本籍船舶用)

改正理由

2006年3月に発生したバミューダ籍クルーズ客船「スター・プリンセス号」の火災事故を契機として、IMOにおいて旅客船のキャビン・バルコニーに対する安全対策が検討された。その結果、2006年12月の第82回海上安全委員会(MSC 82)において、SOLAS 条約 II-2 章及び火災安全設備コード(FSS Code)の一部改正が採択され、2008年7月1日発効する予定となっている。本改正においては、旅客船のキャビン・バルコニーについて火災探知警報装置及び固定式消火装置の設置を要求しており、現存旅客船に対して適用されることとなっている。

また、上記一部改正とは別に、MSC82において、消火装置等の技術基準の見直しを含むFSS Codeの一部改正が行われ、同様に2008年7月1日に発効する予定である。

今般、SOLAS 条約 II-2 章及びFSS Codeの改正に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 旅客船規則検査要領に、キャビン・バルコニーの安全対策の遡及適用に関する事項を加えた。
- (2) 持ち運び式泡放射器に対する要件を改めた。
- (3) 固定式低膨張泡消火装置に要求される性能を機能要件として規定した。
- (4) 固定式加圧水噴霧消火装置及び水煙消火装置に対する要件を、MSC/Circ.1165として回章されている指針に基づくものとした。(ただし、日本籍船舶用検査要領については、MSC/Circ.1165を直接参照していない。)